

横浜市寿生活館運営法人の公益財団法人化に伴う 指定管理者の取り扱いについて

1 趣旨

横浜市寿生活館については、財団法人寿町勤労者福祉協会（理事長 上野 和夫）が指定管理者として管理運営を行っています。このたび、当法人は、公益法人制度改革関連 3 法（平成 20 年 12 月 1 日施行）に基づき、平成 25 年 1 月 11 日に、神奈川県知事に対して公益財団法人への移行認定申請を行いました。

公益財団法人移行後も、法人としての同一性が保持されている場合には、再度の指定は不要であるため、引き続き、当法人が指定管理者として、当該施設の管理運営を行うものとします。

※対象となる指定管理施設及び指定期間

施設名	指定期間
横浜市寿生活館	平成 23 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日

2 再指定が不要となる理由

寿町勤労者福祉協会は、公益財団法人への移行後も、次の 2 点から法人としての同一性が保持されるものと判断できるため、横浜市指定管理者制度運用ガイドラインに基づき、再指定は不要となります。

- (1) 目的及び事業内容が、移行前の法人と大きく異なること
- (2) 他の団体との合併が同時に行われないこと

3 今後の予定

財団法人寿町勤労者福祉協会では、神奈川県知事から認定について通知がありましたので、10 月 1 日付で、公益財団法人としての登記を行う予定です。

(裏面あり)

参考 1 横浜市指定管理者制度運用ガイドライン（抜粋）

第 4 章 運用手続《1》 指定管理者の公募及び選定

3 選定に関する手続

(5) 法人格等変更時の再指定

指定管理者として指定されたのちに、団体の合併や NPO 等の法人格取得または公益法人改革関連 3 法への対応等によって、団体の法人格に変更が加えられた場合には、原則として指定管理者を再度指定することが必要となり、議会での議決を要することとなる。

しかし、法人の名称のみが変更された場合や、旧民法第 34 条に基づく社団法人又は財団法人が、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づく公益法人となった際に、法人としての「同一性」が保持されている場合には、再度の指定は不要であると考えられる。

参考 2 現法人 財団法人寿町勤労者福祉協会の概要

昭和 49 年 3 月 30 日に、寿町総合労働福祉会館（横浜市寿町住宅を除く）の管理運営を適切、かつ、能率的に行うことにより労働者の福祉厚生を図り、もって労働者の勤労意欲の高揚に資することを目的として、神奈川県と横浜市で設立しました（出捐割合 45：55）

1 基本金 1,000 千円

2 代表者 理事長 上野 和夫

3 所在地 横浜市中区寿町 4 丁目 14 番地

4 主な事業

(1) 寿町総合労働福祉会館（横浜市寿町住宅を除く）の管理運営

(2) 横浜市寿生活館の管理運営

指定管理料：44,889 千円

(3) 寿地区公衆トイレの清掃業務